

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

(あて先)

宇都宮市長 佐藤 栄一

提出者

住 所 宇都宮市河原町1番41号

氏 名 宇都宮市上下水道事業管理者

大竹 信久

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 028-674-2259

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宇都宮市上下水道局 松田新田浄水場
事業場の所在地	宇都宮市今里町1188番地2
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	上水道業(3611)
②事業の規模	製造品(上水道) 出荷量: 34,222,680 t/年
③従業員数	29人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	15,673 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上の水道水を作らない→漏水の早期発見、有効率の向上 ・取水が濁っているときは取水を減らす→地下水浄水場からの応援 ・脱水機の運転効率を上げる→汚泥含水率を減らす ・添加する薬剤の量を減らす→凝集剤を最適な量に調整する 		
	【目標】汚泥		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	21,040 t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・併設されている水質管理室から発生する試薬、その他の特別管理廃棄物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取り組みを継続する

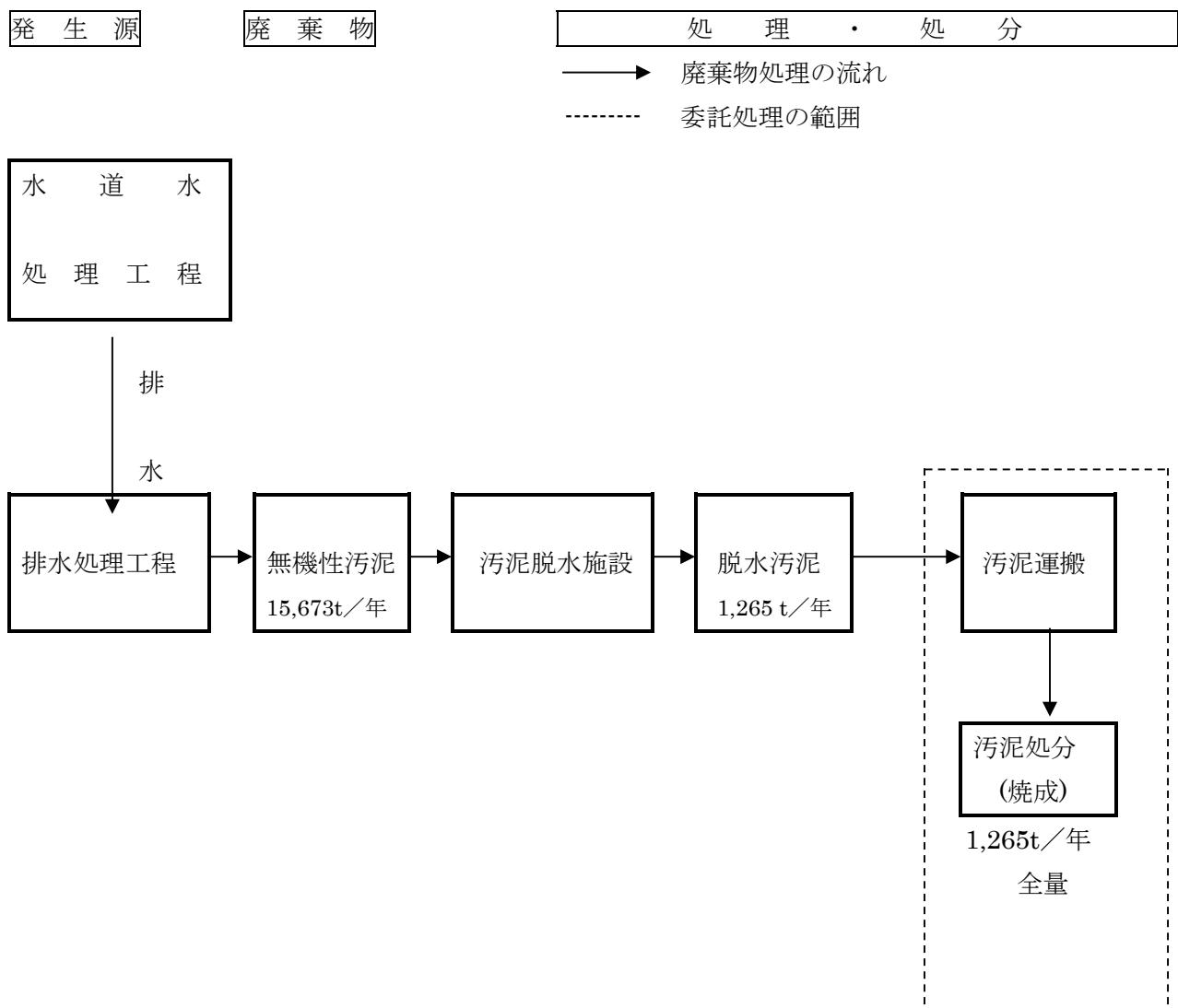
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	14,143 t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	19,440 t		t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続する			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t		t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t		t
(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	全処理委託量	1,265 t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,265 t		t
	再生利用業者への処理委託量	1,265 t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t		t
(これまでに実施した取組)				
・無機性汚泥(脱水汚泥)を再生利用業者に処理委託				

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,600 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,600 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,600 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) • 現状の取り組みを継続する			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



※数値は令和6年度実績

総括責任者	所属：水道管理課 松田新田・今市浄水場長
廃棄物担当	所属：松田新田浄水場 産業廃棄物中間処理施設技術管理者
役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	○廃棄物処理方針の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○職員、関連会社に対する教育・啓発
廃棄物担当 (廃棄物処理施設 技術管理者)	○廃棄物処理計画の作成 ○監督官庁への各種報告書作成 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状態の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織

